

三商レポート

第九十六話 「^{ふげん}付言の大切さ」

相続フラザ (株)三商 内藤 雄

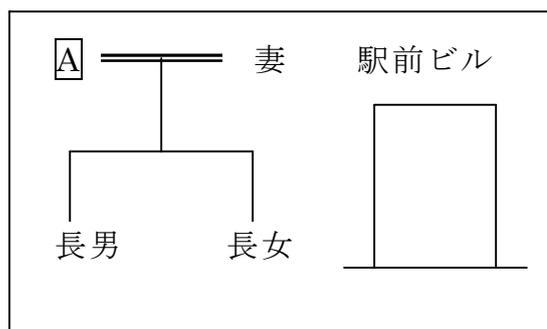
〒187-0003 小平市花小金井南町1-14-24 TEL 042-467-2103

<http://www.souzokusoudan.net> E-mail sansyo@trust.ocn.ne.jp

遺言を書く人が少しずつ増えています。遺言は、亡くなった人の最終意思として法的にも心情的にも尊重されます。そのため、遺言があれば相続開始時にもめる可能性が少なくなります。しかし、財産の分け方(誰に、何を)だけが書かれていると、なぜこのように分けたのか相続人には分かりません。そのため、相続人は不満な気持ちになり、かえって遺言の内容をめぐって、争いになってしまうことがあります。

Aさんが亡くなりました。

公正証書の遺言が作成されていました。弁護士が作成にかかわり、その弁護士が遺言執行人に指定されていました。この遺言は3回書き換えられていたことが遺言から分かります。しかし、この遺言には「付言」がありませんでした。遺言の主な内容は、Aさん名義の駅前ビルの土地と主要階を長女に相続させるもので、妻の遺留分(4分の1)を侵害していました。



長女「私に託してくれた父の思いを受継ぎ、遺言通りに相続したい。母が裁判を起こすなら受けて立ちます。」

妻(母)「最初は私が相続することになっていた。もともとあのビルは、私の実家の援助で購入し、私が守ってきた。こんな遺言では子供たちの縁が切れてしまう。娘が遺言を主張するなら裁判します。」

長男「オヤジは遺言を書き換えるはずだった。お袋が全部相続すればいい。」

付言により、なぜこのように分けたのか A さんの思いが述べられていれば、不満はあっても、話し合いの道筋ができたと思われれます。結局、感情的な言い争いとなり、分割協議がまとまるまでに時間がかかることになってしまいました。

付言自体には、法律的な効力はありません。いわゆる「付けたし」です。しかし、遺言の作成に当たっての気持ちや思いを伝える重要な役割があります。通常、この付言は遺言の末尾に「付言事項」として書かれます。しかし、付言の持つ重要性を考えると、むしろ遺言の冒頭にもってくる書き方があります。遺言内容に不満が予想される時には、冒頭で付言を述べておくことも大切です。

例えば、「これから記載することは、私が家族の幸せを願い、次のような理由から熟慮のうえ決めたものです。不満があるかもしれないが、どうか私の最期の願いを受けとめて下さい。」

その上で、付言には相続人の一人ひとりに対し、思いやりのあるあたたかなメッセージを添えます。その際、相続人に対して決して批判的なことは書かないことが大切です。相続開始後は亡くなった人に反論できないので、いっそう不満が増してしまいます。

思いが込められた付言事項を読むと、涙がこみ上げてきます。

自筆証書遺言であれば、付言事項も全て自筆で書くことになります。筆跡から、遺言者の思いが伝わりやすくなります。ところが、公正証書遺言では付言もパソコンで打たれた文字となります。公正証書遺言は法律的に安心・安全ですが、遺言者の思いが伝わりにくい面があります。公正証書遺言にどうしても直筆の付言を生かしたい時があります。付言もパソコン文字になりますが、直筆の付言を公正証書遺言の原本に添付して保存し、遺言した人に交付される正本と謄本にそのコピーを添付してもらう方法があります。こうすることで思いを伝えやすくなります。

付言は、遺言とは別に手紙やエンディングノートなどに記載することでもかまいません。しかし、最終意思の重みと付言の役割の重要性を考えると、ぜひ遺言の中に入れておきたい。遺言を作成するのなら、遺言と付言は一体のものとして活用したいものです。

(2012年6月1日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただき、ありがとうございます。～